

○松本市奨学金返還支援事業補助金交付要綱

令和4年3月29日

告示第120号

改正 令和8年6月1日告示第345号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業等の人材確保を図り、もって市内の中小企業等の事業所に勤務し奨学金を返還する若者の移住・定住に資するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校の高等課程、特別支援学校高等部、大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校の専門課程をいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金その他市長が認めるものをいう。
- (3) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業のうち、市内に本社又は本店を有するものをいう。
- (4) 個人事業主 個人事業主又は法人格を持たない団体のうち、市内に主たる事務所を置くものをいう。
- (5) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人のうち、市内に主たる事務所を置くものをいう。
- (6) 公益法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人のうち、市内に主たる事務所を置くものをいう。
- (7) 医療法人 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療法人のうち、市内に主たる事務所を置くものをいう。
- (8) 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人のうち、市内に主たる事務所を置くものをいう。
- (9) 協同組合等 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号及び同法別表第3に規定する協同組合等のうち、市内に主たる事務所を置くものをいう。
- (10) 学校法人 私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人のうち、市内に主たる事務所を置くものをいう。
- (11) 宗教法人 宗教法人法（昭和26年法律第126号）に規定する宗教法人のうち、市内に主たる事務所を置くものをいう。

(12) 正規雇用 次のいずれにも該当する雇用形態をいう。

ア 期間の定めのない雇用であること。

イ 1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する通常の労働者をいう。）と同等の労働契約を締結し、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上であること。

ウ 雇用保険の一般被保険者として雇用されていること。

エ 被用者年金及び健康保険に加入していること。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の全ての要件を満たす者とする。

(1) 令和4年4月1日以降、市内に本社・本店又は主たる事業所を有する中小企業又は次のいずれかの法人等（以下「中小企業等」という。）に正規雇用されていること。

ア 個人事業主

イ 特定非営利活動法人

ウ 公益法人等

エ 医療法人

オ 社会福祉法人

カ 協同組合等

キ 学校法人

ク 宗教法人

(2) 大学等在学中に奨学金の貸与を受けた者で、自ら奨学金を返還していること。

(3) 補助金の交付を受けようとする年度の末日において、年齢が35歳未満の者であること。

(4) 補助金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）において、市内に住所を有する者で、5年以上定住する意思があること。

(5) 市税の滞納がないこと。

(6) 奨学金返還に関する他の補助金を受けていないこと。

(7) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率等は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率等
申請日の属する年の前年の1月1日から12月31日まで	補助対象経費の3分の2以内。ただし、15万円を

1 日までの期間において、交付対象者が奨学金を返還した額	限度とする。
------------------------------	--------

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、交付対象者が中小企業等に就職した日の属する月又は奨学金の返還開始日が属する月のいずれか遅い月から起算して5年間(60か月)を上限に、当該奨学金の返還が完了するまでの間とする。

(補助金交付対象者の認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、初めて補助金の交付を受けようとする年度の12月末までに、松本市奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、補助金交付対象者の認定を受けなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 在職証明書(様式第2号)
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) 奨学金の返還額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定したときは、松本市奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定(不認定)通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(認定申請事項の変更及び承認)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付対象者の認定の決定を受けた者(以下「認定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに松本市奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定変更申請書(様式第5号)に、同条第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所又は氏名が変わった場合
- (2) 勤務先又は就労状況が変わった場合

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定したときは、松本市奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定変更承認(不承認)通知書(様式第6号)により当該認定者に通知するものとする。

(交付申請)

第8条 認定者は、1月1日から2月末日までの間に松本市奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 就業状況等を証する書類の写し
- (2) 奨学金の返還実績額を証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第5条に規定する補助対象期間内に、第3条第1号に規定する要件を満たさなくなったことにより、補助金の交付を受けることができなくなった者が、新たに同条各号の要件を満たし、交付対象者となった場合は、当該補助対象期間の上限から、既に交付を受けた補助金の交付期間を除く残期間について、再度、補助金の交付を申請することができる。

(交付決定及び額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付決定及び補助金額の確定をし、松本市奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(調査等)

第10条 市長は、補助金の交付決定の前後にかかわらず、必要があると認めるときは、調査を行い、申請者に必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、第9条の規定による通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定又は補助金額の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の額の確定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年度を申請年度とし、補助金の交付を受けようとするときは、第4条の規定にかかわらず、令和4年4月1日から同年12月31日までの間に返還した奨学金を補助対象経費とする。

附 則（令和6年12月12日告示第725号）

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市奨学金返還支援事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、

この告示による改正後の松本市奨学金返還支援事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和7年5月20日告示第302号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の松本市奨学金返還支援事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市奨学金返還支援事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和8年6月1日告示第345号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の松本市奨学金返還支援事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市奨学金返還支援事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第8号 (第9条関係)